

対象案件	第2次子どもの権利に関する推進計画の策定について
意見募集期間	平成30年1月4日(木)から平成30年2月2日(金)まで
担当部署(問合せ先)	保健福祉部子育て支援室児童家庭課 電話 011-372-3311 内 2216
意見提出件数	意見提出者数 3人
	意見提出件数 16件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
アンケート調査(子どもに関する実態・意識調査)について、回収率が2014年度は45.5%だったものが、2017年度は35.4%と下がっているが、調査方法について検討すべきだと思います。学校で調査することはできないのでしょうか？	アンケート調査につきましては、今後、調査の実施時期に配慮する等、回収率向上のため調査方法を検討し、実施してまいります。
アンケートの発送1,000票、回収354票、回収率35.4% 回収率が低いですが、学校経由で全員配布・記入・回収で実施という手法をとれば、回収率は上がるのではないかと。無作為に送付したということだが、質問内容は子どもが一人で回答するには少し難しかった。大人が問いについての説明をしてくれる環境であれば、回答しやすいと思う。 実施時期にあわせて「子どもの権利」についての授業等を取り組むことで、理解と周知が広まるのではないかと。	子どもの権利につきましては福祉読本の中で学習する時期など、今後、アンケート調査の実施時期に配慮するなど、回収率の向上や条例の理解、周知のための方法を検討し、実施してまいります。 また、アンケートでは、「質問には子どもが思っていることや考えていることを自由に記入するよう」子どもに伝えることを保護者に依頼をし、全部答えられなくても構わないという趣旨で実施することにより子どもの率直な意見をいただくことができたものと考えております。
平成26年度の調査時は、どの程度の回収だったのか。回収率の違い(差)によっては、グラフデータの見方も変わるのではないかと。 子どもの権利推進委員会の配付、意識調査集計資料ではH26年度は1,000票の配布、455票回収、回収率45.5%と前回より約100票も減っています。	平成26年度調査時の回収率は、ご指摘のとおり45.5%となっております。 調査結果を単純に比較することはできませんが、調査結果などから見えた課題を踏まえた計画を策定いたします。
課題として、周知が足りないとのことですが、まず、子どもたちへの周知が肝心と思います。アンケートの実施時期にあわせて「子どもの権利」についての授業等を取り組むことで、理解と周知が広まるのではないかと。ぜひ、学校と連携して、子どもの権利について学習してほしいです。	子どもの権利の周知につきましては、学校の協力を得るなど、効果的な広報・啓発活動に努めてまいります。

<p>アンケート項目について、問4「あなたが普段の生活の中で一番『ほっ』とでき、安心していられるのはどのようなところですか。」に対して、子どもが選択する場合に、「どこにもない」と言う項目があってもいいのではないかと。</p>	<p>今後、同様のアンケートを実施する際には、より子どもの意識及び実態を把握できるものとなるよう内容を検討してまいります。</p>
<p>デートDV防止の啓発について、小学高学年で取り組んでいいと思う。講座等は、防止につながる意識づけの観点で中学3年間の中で2回は実施してほしい。</p>	<p>デートDV出前講座につきましては、人権擁護委員と連携し、毎年市内大学、専門学校から依頼を受け実施しているほか、市内高等学校に対して周知を行い、依頼に応じて実施しているところです。</p> <p>小・中学校では、福祉読本の中で人権について幅広く学習するとともに、北海道及び北海道教育委員会が発行するデートDVに関する啓発資料を活用しながら授業を通じて予防啓発に取り組んでいます。出前講座につきましては、予防啓発の重要性、必要性を含め、引き続き市内小中学校に積極的に周知し、要望に応じて実施してまいりたいと考えております。</p>
<p>子どもの貧困対策の推進について、「子どもの貧困」＝「保護者(親)の貧困」という視点が必須。市内各地域で子育て家庭を見守る活動をしている団体等のネットワークづくりを進めてほしい。</p>	<p>子どもの貧困対策につきましては、経済的な側面のみではなく様々な観点からの実態の捕捉が必要であると考えております。</p> <p>子どもの貧困に対する実態調査を実施し、実態に則した対策の検討を行ってまいります。</p>
<p>子どもの貧困対策の推進について、本事項が追加されたことは、子どもの権利推進委員会を初めとして、関係機関の方々の見識が素晴らしいと評価します。現在、困窮状態にある子どもやその保護者にとって朗報となるような具体的施策の実現に期待します。</p>	<p>子どもの貧困対策につきましては、子どもの貧困に対する実態調査を実施し、世帯の状況を具体的に把握することにより、実態に則した対策の検討を行ってまいります。</p>
<p>障がいのある子どもが、障がいのない子どもと実質的に同等の学校生活や日常生活、社会生活を営むことができるよう必要な配慮をすることが必要です。具体的には障がいのある子どもや保護者が望む場合、普通学級に教育支援員及び生活支援員を置き、普通学級の中で共に学校生活を過ごさせること。</p> <p>この意見に沿った具体的な施策を追加してください。</p> <p>(理由)日本国憲法があり、人権が守られるという規定があるのに、なぜ更に子ども権利条約が批准されたのかということが重要です。そもそも、既に国際法で「世界人権宣言」や「国際人権規約」があるのに更に女性差別や人種差別に関する条約が国連で採択されてきたという過程を見るべきです。計画中「(9)障がいのある子どもが、尊厳を保ち、自立の促進及び社会へ</p>	<p>現在市内の小中学校には特別支援学級介助員、特別支援教育支援員を配置しており、支援を必要とする児童生徒への対応に努めています。</p> <p>本施策につきましては、計画案中、「障がいのある子どもとその親の支援」の枠組みの中で推進してまいります。</p>

の積極的な参加が図られること」の具体的施策を読んでもその前提として障がいのある子とその保護者が具体的に声をあげない限り障がいのある子と健常児が分けられ、分離・排除される現実が横たわっているからです。障がいのある子とその保護者が、普通の子どもと一緒に日常生活、学校生活を送り、学びたいという人間としての当り前の欲求があります。

障がいのある子が、特別支援学級または特別養護学校に通うという現在の分離政策そのものを否定すべきです。一般の人は、このような分離が障がいのある子とその保護者にとってベストと考えがちですが、社会に出れば、自分の意見をすぐに言える人、なかなか言えない人、交通事故で身体が不自由になった人、歳をとって判断力が怪しくなった人、生まれながらに障がいのある人など様々な人がいます。これらの人で現実の社会が成り立っているからこそ、小さいうちから人は色々な人がいるということを送る日常生活を送ることで学んでいくべきです。それでこそ相模原市のような悲惨な事件は起きないでしょう。障がいのある者(子)を排除する社会は、普通の人にとっても暮らしやすいとは言えません。既に障害者差別解消法も出来ています。

私はインクルーシブ教育を求める会の会合に参加したり、ディスレクシアの人に関する講演会に参加し、障がいがあるというだけで、健常者から排除されたり、隔離されたりしているという現実を見て、このように考えました。このような社会になれば、障がいのある人がもっと努力をして普通の人になるべきという立場からの誤った視点が消え、スペクトラム障がいの人、自閉症の人、ディスレクシアの人に対して本人が怠けている、努力が足りない、親の対応が悪いと批判する人、障がい者等を理解せず、時にいじめの対象とするような人がいなくなると思います。

学習の経済的支援については、必要経費の補助は有効ですが、「うちは補助を受けている」という支援を受けている実態が、自分の育ちに劣等感を持たせてしまうのではないかと危惧します。個人の実費経費で用意している教材や用具のうち、学校備品として整備・更新し対応できるもの(さんすうセット、けんぱんハーモニカ、スキーや空手道着など)を検討し、個人購入の学用品の範囲を見直してはどうか。一時期の学年でしか使わないものもあり、使用終了

毎年、全小中学校に、消耗品や備品を購入する為の予算を配分しており、校内での購入計画に基づいて各学校長の判断により購入品を決めることができるようになっています。なお、過去に購入したものとして、アコーディオン等の高額な備品や、逆上がり補助機器等の大型の備品購入の他、各教室のCDラジカセ等が学校の備品として購入されています。

<p>後は、多くは各家庭で処分していると思われます。</p> <p>双葉小学校では6年ほど前にカスタネットを備品として揃えることで新入学時の各家庭での購入をしなくなったが、それで問題が起きたという話は特に聞きません。できることは色々あるはずです。</p>	
<p>子ども夢チャレンジ応援事業について、習い事やスポーツ等に取り組んでいる子どものチャレンジが大きく取り上げられると、家庭環境によっては、やりたいことがあってもできない子どもたちへはどのように配慮しているのでしょうか。「生まれ育った家庭の事情に左右されない」という観点で、注目度や華やかさを問わず様々なチャレンジを応援し、全ての子どもたちが希望を持てる事業にしていきたい。他にはどのような応募があったのでしょうか。応募して不採用だった子どもたちへどのような対応をされましたか？</p>	<p>子ども夢チャレンジ応援事業につきましては、次代を担う子どもたちが夢や希望を持って心豊かにたくましく成長できるよう、心に描く「夢」の実現に向け子どもたちを応援し、そして郷土愛を育むことを目的として実施しています。</p> <p>「夢チャレンジ」の選考については、注目度が高く、華やかな理由で選出するというのではなく、具体性、積極性、実現の可能性などの観点から書類一次選考を行い、選出された支援候補者が自らの言葉で直接、夢やチャレンジへの思いを発表していただく二次選考を行い、最終的に3名の夢チャレンジを選出しております。</p> <p>応募していただいた「夢」には、大工、デザイナー、イラストレーター、翻訳家など様々な「夢」があり、そのどれもが大変すばらしく、これらは「夢・チャレンジ応募作品集」として冊子にまとめ、各小中学校へも配布しているほか、市ホームページにも掲載しております。</p> <p>夢チャレンジへの選出が叶わなかった子どもたちへは、市長名により選考結果を郵送しているところですが、文面においてはまず応募していただいたことへのお礼を述べるとともに、それぞれの夢に対して応援する内容を個別に盛り込むなど、応募していただいた勇気を称え、夢を持ち続けていただく内容としております。</p>
<p>子ども夢チャレンジ応援事業について、子ども時代に持つ夢はばくぜんとしていたり、移り変わっていくことも多い。「夢のイメージが分かりやすい形に定まっており、しかも大人にそれを順序立てて伝えられる」というのはむしろレアケースである。ある程度の習い事やスポーツ等（ゴルフ、バレエ）に取り組んでいる子どものチャレンジが大きく取り上げられると、家庭環境によっては、やりたいことがあっても同様な活動ができていない子どもたちの取り残され感につながる。「生まれ育った家庭の事情に左右されない」という観点で、注目度や華やかさを問わず様々なチャレンジを応援し、全ての子どもたちが希望を持てる事業にしていきたい。</p>	<p>子ども夢チャレンジ応援事業につきましては、次代を担う子どもたちが夢や希望を持って心豊かにたくましく成長できるよう、心に描く「夢」の実現に向け子どもたちを応援し、そして郷土愛を育むことを目的として実施しています。</p> <p>「夢チャレンジ」の選考については、注目度が高く、華やかな理由で選出するというのではなく、具体性、積極性、実現の可能性などの観点から書類一次選考を行い、選出された支援候補者が自らの言葉で直接、夢やチャレンジへの思いを発表していただく二次選考を行い、最終的に3名の夢チャレンジを選出しております。</p> <p>応募していただいた「夢」には、大工、デザイ</p>

	<p>ナー、イラストレーター、翻訳家など様々な「夢」があり、そのどれもが大変すばらしく、これらは「夢・チャレンジ応募作品集」として冊子にまとめ、各小中学校へも配布しているほか、市ホームページにも掲載しております。</p> <p>今後につきましても、子どもたちが夢や希望を持てるような事業を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>児童センター運営は、中高生が利用しやすい曜日や時間帯・地域など、対象の子どもたちにニーズ調査や意見交換を実施したうえで、検討を進めてほしいです。</p>	<p>児童センターの中高生の利用につきましては、市内の各児童センターにおいて、スポーツ大会などで中高生も参加していただける行事を開催しているほか、遊戯室においては、利用する子ども同士の相談等により実施種目を決定し、バドミントンやバスケットボール、卓球などを行っているところです。</p> <p>児童センターは、18歳までの方を対象とする施設であり、多くの中高生にも利用していただきたいと考えております。今後も利用する子どもたちや地域の皆さんの意見をいただきながら、児童センターがより利用しやすい施設となるよう、人員や設備等、体制の確保を含め、運営のあり方について検討してまいります。</p>
<p>子ども会議の開催は、実際にどのように実施する予定ですか。子どもたち自身が、ゼロから考えて提案するところから進めていただきたい。</p>	<p>子ども会議につきましては、子ども自身が考えた意見を言うことができるものとなるよう、内容を検討してまいります。</p>
<p>子ども会議に子どもたちは、学校の児童会や生徒会メンバーの枠ではなく、公募で子ども自身の意思で目的を持って参加したい子どもを募ってほしい。また、まちづくりなどに参加する権利と役割を果たす視点で、任期などを設け目的に向かって継続活動できるようにしていただきたい。</p>	<p>子ども会議につきましては、子どもが自身の希望で参加し、意見を言うことができるものとなるよう、内容及び募集の方法を検討してまいります。</p>
<p>「計画の評価・検証」について、「社会情勢に応じ」、「必要に応じて」は不要であり、削除すべきです。</p> <p>(理由)「社会情勢に応じ」や「必要に応じて」という文言を入れることでどの時点で見直しを行うかという時期をあいまいにする意図、結局何もしないで過ごすという意図が透けて見えます。削除し、きちんと常に明確に見直しをすることを明らかにすべきです。</p>	<p>本計画の計画期間は3年間となっており、3年ごとに計画の見直しを行います。</p> <p>3年間の計画期間中に計画の見直しの必要が生じたときには、その都度計画の変更を行ってまいります。</p>